

雇用関係助成金を利用される事業主の皆様へ

マイナンバー制度に関する お願いについて

平成27年10月5日より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されましたが、何人も同法第19条で定められた場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならないとされております。

雇用関係助成金の申請に際しては、添付書類等に個人番号（マイナンバー）が記載されていないか十分確認いただくとともに、もし、個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、マスキング等で読み取れないようにして提出いただくようお願いいたします。

なお、提出された添付書類等に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、再提出をお願いするなど支給に遅れが生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

